

平成 26 年度カーボン・オフセット特定地域協議会運営委託業務公募要領

平成 26 年 7 月
環境省地球環境局

1. 事業の概要と目的

カーボン・オフセットとは、市民や企業等が自らの温室効果ガス排出量を認識し、省エネ活動など主体的に温室効果ガスの削減努力を行うとともに、削減が困難な部分について、その全部又は一部を他で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量（クレジット）の購入等により埋め合わせる取組のことを指します。このカーボン・オフセットの取組は、我が国においても広がりつつあるところではあるが、さらなる活性化を図るためには、カーボン・オフセットに取り組む事業者とクレジットの創出事業者が一体となる必要があります。

本業務は、都道府県、市町村単位等の各地域（以下、「特定地域」という。）においてカーボン・オフセットに取り組む事業者とクレジット創出事業者が一体となった協議会（以下、「特定地域協議会」という。）を設立し、特定地域において、カーボン・オフセット及びクレジット創出（以下、「オフセット等」という。）を更に推進し、低炭素社会の構築を目指すことを目的とします。

2. 公募対象業務

公募の対象となる業務は、今年度中に特定地域協議会を立ち上げ、特定地域において、以下の内容を含むクレジットを活用したカーボン・オフセットを推進していく業務を対象とします。

（1）取組スキームの構築について

特定地域における様々な関係者が参画する協議会（協議会が設置されていない場合は、協議会の設置が確実で、構成団体等について内諾が得られていること。）が中心となって、対象業務を進めていただきます。

本業務の受託者は協議会等の事務局を担っていただきます。また、特定地域においてクレジットの創出及びカーボン・オフセットの推進の核となる代表者を協議会から選出していただきます。なお、本業務における代表者とは、協議会での調整役のみならず、特定地域におけるカーボン・オフセット等の更なる推進に向けてリーダーシップを発揮する役割も担っていただきます。

（2）カーボン・オフセット等の普及促進について

特定地域における、クレジット創出又はカーボン・オフセットの取組についての相談窓口、カーボン・オフセットの取組に関心を有する事業者とクレジット創出者とのマッチング、取組事例の収集及びその中から他者が取り組む際の参考となり得る優良事例集の作成・公表、オフセット等に取り組む事業者とのマッチングイベントの開催（1 回程度、2 名/回を想定）等を含む普及啓発、カーボン・オフセット認証の取得を希望する事業者への助言等を行っていただきます。

(3) 関連業務受託者との連携

別途環境省が委託した「平成 26 年度カーボン・オフセット等普及促進委託業務」及び「平成 26 年度カーボン・オフセット等推進検討委託業務」の受託者と緊密に連携して業務を進めていただきます。

なお、「平成 26 年度カーボン・オフセット等普及促進委託業務」受託者に対しては、主に各特定地域内におけるカーボン・オフセットの取組事例や優良事例の共有を行っていただくことを想定しております。また、「平成 26 年度カーボン・オフセット等推進検討委託業務」の受託者は、上記(2)の業務を通じて得た知見や経験を他の特定地域協議会等と共有することや、オフセット等の市場動向等について助言・指導する等のプログラムを受ける等、緊密に連携を行い業務を行っていただきます。

3. 業務実施期間について

業務実施期間は原則として単年度としますが、業務内容に応じて2か年（平成 26 年度から平成 27 年度）で実施できる場合があります。

2か年に渡り業務を行う場合は、本公募への提案に当たり、その必要性・理由と事業実施スケジュールを平成 26 年度カーボン・オフセット特定地域協議会委託業務に関する提案書（別添 3）の 4 - 1 . 本業務の実施計画において具体的に提示いただき、環境省が妥当と認める場合に限ります。

また、2か年にわたる業務の実施が承認された場合、初年度及び翌年度の業務達成目標をあらかじめ設定し、目標達成状況を自己評価していただきます。また、初年度の目標達成状況を当該年度の2月頃に環境省が評価し、翌年度業務の継続実施の可否について決定します。

なお、2か年にわたる業務として提案する場合においても年度毎に環境省と委託契約を締結する必要があります。

また、2か年の業務実施は、翌年度における本事業の予算が確保されることを前提とするものであり、翌年度の業務の実施を保証するものではありません。

4. 公募の条件

- 本業務の受託者は、法人格を有していることとします。
- 本業務の受託者は、応募を行った者とし、2者以上の者が共同で提案を行う場合は、その主たる業務を行う者が一括して受託することを原則とします。
- 委託費は、1件当たり単年度 800 万円を上限とし、15 件程度を想定しています。
- 本業務の受託者は、特定地域内に拠点を有することを推奨します。

5. 事業者の選定・採択

本業務は以下のとおり審査を行い、事業者の採択を行います。

- (1) 審査は、事業者より提出された提案書類及び添付書類について、書面審査及び審査委員会

による審査を行います。

- (2) 外部有識者で構成される審査委員会は、書面審査を通過した提案書について「平成26年度カーボン・オフセット特定地域協議会運営委託業務に関する提案書等の評価基準表(別添1)に基づき採点し、総合点が高いものの中から、本業務の成果に基づく今後の地域づくりへの波及効果等を考慮し、予算総額の範囲内において採択します。(平成26年度カーボン・オフセット特定地域協議会運営委託業務の公募に係る提案書等の審査及び採択決定方法(別添2)参照)
- (3) 採択に当たっては、条件を付す場合や提案内容の一部変更を指示する可能性があります。
- (4) 審査結果は、提案書作成責任者に遅滞なく通知します。また、事業者名・調査概要等を環境省ホームページ等に掲載する予定です。

6. 選定・採択要件

上記5. 審査の実施に当たっては、以下(1)及び(2)を選定・採択要件とします。

(1) 書面審査における審査要件

必要な内容が記載されていること。

必要書類が添付されていること。

(2) 審査委員会における選定・採択要件

業務の実施方法が具体的に提案されていること。

マッチング件数・クレジット無効化量が一定量以上見込まれていること、及びマッチングが成立する確実性が高いこと。

業務の実施計画が具体的に提案されていること。

本業務終了後の展望について、具体的なテーマを設定し、提案されていること。

業務の実施に要する経費の内訳が示され、且つ経理的基礎を有すること。

7. 提案に当たっての留意事項

事業者は、平成27年2月13日(金)までに業務実施結果について環境省へ事業報告書骨子を提示した上で、平成27年3月13日(金)までに、環境省へ事業報告書を提出するものとしてします。

8. 提案の方法について

(1) 提案書類

本公募への提案に当たり提出が必要となる書類は以下の提案書類及び添付書類(以下、「提案書等」という。)とします。提案書類の作成に当たっては、必ず次の電子ファイルをダウンロードし、所定の様式に従って作成するようお願いいたします。また、提案書等に重大な不備等があった場合は、本業務の選定対象外とさせていただくことがあります。

【提案書類】

- ・ 平成 26 年度カーボン・オフセット特定地域協議会運営委託業務に係る提案書等の提出について（別添様式）
- ・ 平成 26 年度カーボン・オフセット特定地域協議会運営委託業務に関する提案書（別添 3）
- ・ 経費内訳書（別添 4） 2 か年に渡る業務として提案する場合は、別紙にて各年度の業務計画に応じたものを作成してください。

【添付書類】

- ・ 代表事業者：企業パンフレット等業務概要が分かる資料、定款
経理状況説明書（直近 2 決算期の貸借対照表及び損益計算書）
- ・ 共同事業者：企業パンフレット等業務概要が分かる資料、定款

（ 2 ）提出期限等

提出期限

平成 26 年 8 月 19 日（火） 17 時 00 分

提案書等の提出場所及び作成に関する問合せ先

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社(MURC)

環境・エネルギー部（担当：竹田・山口・藤原）

〒105-8501 東京都港区虎ノ門 5-11-2 オランダヒルズ森タワー

TEL：03-6733-3400 E-mail：offset@murc.jp

提出部数

（ 1 ）に掲げる書類について、正本 1 部・副本 5 部を提出してください。

なお、添付書類は各 1 部ずつ提出してください。

提出方法

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）にて提出してください（提出期限必着）。

なお、郵送する場合は、封筒に「平成 26 年度カーボン・オフセット特定地域協議会運営委託業務に係る提案書等在中」と朱書きすることとします。

提出に当たっての注意事項

ア 受付時間は、平日の 10 時 00 分から 17 時 00 分まで

（持参の場合は、12 時 00 分～13 時 00 分を除く）とします。

イ 提出期限までに提出場所に現に到達しなかった提案書等は、無効とします。

ウ 提出された提案書等は、その事由の如何にかかわらず、提出期限以降は差替え又は再提出を行うことはできません。

エ 提出された提案書等は、返却しません。

オ 提出された提案書等は、提出者に無断で、提案書等の審査以外の目的には使用しません。

カ 虚偽の記載をした提案書等は、無効とします。また、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがあります。

キ 提案書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

提出いただいた提案書等について

提出いただいた提案書等は、返還しません。提出された提案書等は、環境省において、審査以外の目的で提出者に無断で使用しません。審査の結果、契約相手になった者が提出した提案書等の内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合があります。

9．暴力団排除に関する誓約

当該業務に係る提案書等については、別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約した上で提出してください。また、提案書類に誓約事項に誓約した旨を明記してください。

10．事業の流れ（予定）

7月	公募
8月	審査・採択
8月～	委託契約
～2月	業務実施
2月	報告書骨子提出
3月	報告書提出
4月	精算・支払

11．その他

- (1) 環境省担当官や外部審査委員への働きかけ・陳情等により、審査の公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査及び採択対象から除外します。
- (2) 採否を問わず、審査結果に対するご意見には対応いたしかねますので、予めご了承ください。
- (3) 本事業は平成 26 年度の新規事業であり、他府省の既存事業で既に実施されている提案内容は、採択対象から除外する場合があります。

(別紙)

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記事項について、入札書(見積書)の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。))。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提案書等から確認できる範囲での個人情報を実務に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等(再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。)が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。